

**平成29年度  
第2回大分県自立支援協議会**

**日時：平成30年2月26日（月）  
場所：大分県市町村会館 61会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 議 題

- 1 平成29年度大分県自立支援協議会部会の活動報告について . . . . . 1
- 2 平成30年度の取組について . . . . . 6
- 3 その他 . . . . . 12

## 議題 1

# 平成29年度大分県自立支援協議会部会の活動報告 について

## 平成 29 年度 相談支援・研修部会の取組

目 的	<p>障がい者（児）へのきめ細かい相談支援体制の確保のため、個々の相談支援事業者の知識・技術等を向上させる継続的な人材育成の方策及び市町村の相談支援体制に対する支援方策等について検討を行い、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を推進する。</p>
構成員	<p>メンバー：8名 （所属：各圏域相談支援従事者、県委託研修事業担当者）</p>
H29 年度 事業実績	<p><b>【検討経過】</b></p> <p><b>第 1 回（H29. 4. 28）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内アドバイザー派遣事業要綱作成について</li> <li>・ 相談支援従事者の人材育成のあり方について</li> </ul> <p><b>第 2 回（H29. 7. 14）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村自立支援協議会相談部会の活性化について</li> <li>・ 大分県相談支援従事者の研修状況について</li> </ul> <p><b>第 3 回（H30. 1. 26）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度の活動報告について</li> <li>・ 平成 30 年度の取組について</li> </ul> <p><b>【協議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内アドバイザー事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要綱を作成し、アドバイザーを 4 市に派遣した。由布市、豊後大野市、国東市、宇佐市に派遣。（別紙）</li> </ul> </li> <li>○ 相談支援従事者の人材育成のあり方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援従事者初任者・現任者研修及びサービス管理責任者等研修会のカリキュラム改正について確認。</li> <li>・ 相談支援従事者指導者養成研修の派遣候補者の要件を確定。 ファシリテーター養成研修を受講し、相談支援の研修でファシリテーターを行った者</li> </ul> </li> </ul>

## 平成29年度アドバイザー派遣について

- 由布市自立支援協議会【平成29年8月30日（水）】14:00～  
事前打合せ 7月31日、8月21日 3回（打合せ2回、派遣1回）  
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー  
石川 博一アドバイザー  
依頼内容 : 協議会の運営支援、協議会の活性化を図るため  
支援内容 : 全体会、部会委員及び事業所に対する研修  
・「自立支援協議会ってなあに？～宇佐市・別府市の取組」  
・意見交換会「あったらいいな！」  
参加者 : 44名
  
- 豊後大野市自立支援協議会【平成29年9月28日（木）】14:00～  
派遣アドバイザー : 宮迫 賢太郎アドバイザー  
(ロイヤルクリーナー株式会社リファイン大分代表取締役)  
依頼内容 : 障がい者の就労の学習を行うため  
支援内容 : 在宅・当事者部会成人の部学習会・「障がい者の就労」  
参加者 : 21名
  
- 国東市自立支援協議会【平成29年12月20日（水）】14:00～  
事前打合せ 9月26日、10月26日 3回（打合せ2回、派遣1回）  
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー  
石川 博一アドバイザー  
依頼内容 : 協議会の運営支援、課題解決に向けた取組方法  
支援内容 : 定例会における研修  
・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」  
・「別府市自立支援協議会の取組」  
参加者 : 20名
  
- 宇佐市自立支援協議会【平成30年1月19日（金）】15:00～  
事前打合せ 1月11日 2回（打合せ1回、派遣1回）  
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー  
依頼内容 : 地域生活支援拠点整備に向けてのスキルアップ  
支援内容 : 「地域生活支援拠点整備」に係る北部圏域合同研修会  
・「地域生活支援拠点整備について 別府市の取組」  
参加者 : 35名

## 平成 29 年度 地域移行専門部会の取組

目 的	<p>障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に関する、諸課題の把握や対応等を検討し、障がい者の地域移行及び地域定着を推進する。</p>
構成員	<p>メンバー：10名          (所属：医師、精神保健福祉士、相談支援専門員、施設担当者(身体・知的・精神担当、触法障がい者の支援担当者、保健所担当者、市町村担当者))</p>
H29 年度 事業実績	<p><b>【検討経過】</b></p> <p><b>第 1 回 (H29.10.23)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の取組方針について</li> <li>・大分県障がい者福祉計画(第4期)平成28年度実績報告及び大分県障がい福祉計画(第5期)について</li> <li>・地域移行・地域定着についての意見交換</li> </ul> <p><b>第 2 回 (H30.2.6)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度活動報告について</li> <li>・平成30年度の取組について</li> </ul> <p><b>【協議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行・地域定着事例集の作成</li> <li>・大分県障がい福祉計画(第4期)平成28年度実績報告及び大分県障がい福祉計画(第5期)骨子案について</li> <li>・地域移行・地域定着について意見交換 関係機関との連携について 住宅確保の問題について</li> <li>・新たな住宅セーフティネット制度について 登録住宅制度、家賃債務保証制度について 他県の取組事例について</li> </ul>

平成 29 年度 精神障がい者地域移行ワーキングの取組

<p>目 的</p>	<p>精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行及び地域定着の促進、並びに精神障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備について検討を行い、地域移行及び地域定着を推進する。</p>
<p>構成員</p>	<p>メンバー：11 名          (所属：精神科病院、相談支援事業所、市町村、保健所、こころとからだの相談支援センター)</p>
<p>H29 年度 事業実績</p>	<p><b>【検討経過】</b>  <b>第 1 回 (H29. 7. 27)</b>          29 年度ワーキングでの取組についての検討</p> <p><b>第 2 回 (H29. 9. 26)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーターの養成に向けた協議</li> <li>・地域相談支援の充実に向けて、相談支援専門員等を対象とした研修等の企画</li> </ul> <p><b>第 3 回 (H30. 1. 26)</b>          30 年度の取組について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度 630 調査の結果について</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーターの養成に向けた意見交換を行い、目的や活動内容等養成に向けた体制づくりを行った。</li> <li>・地域相談の充実に向け、ワーキングメンバーを講師とした地域移行支援・定着支援の促進研修が企画できた。</li> <li>・その他、ワーキングメンバーが精神科病院出張研修の講師となり地域の支援体制について病院職員へ情報提供を行った。</li> </ul>

## 議題 2

### 平成30年度の取組について



### 平成 30 年度 相談支援・研修部会の取組

<p>H30 年度 事業計画 (予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○圏域会議の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域の連携を深めるため、6 圏域において市町村担当者を含めた圏域会議を開催する。</li> </ul> </li> <li>○県内アドバイザー事業について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村のニーズを受けて自立支援協議会の活性化に向けアドバイザー派遣を行う。</li> </ul> </li> <li>○相談支援従事者の人材育成のあり方について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者の知識・技術向上のため人材育成について検討する。</li> </ul> </li> </ul>
---------------------------------	--

### 平成 30 年度 地域移行専門部会の取組

<p>H30 年度 事業計画 (予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域移行・地域定着アドバイザー           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行・地域定着を推進するため支援経験が豊富な相談支援専門員を地域移行・地域定着のアドバイザーとして登録</li> </ul> </li> <li>○精神障がい者地域移行ワーキングとの連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングによる居住の場の確保に向けたアンケート調査の検討</li> </ul> </li> <li>○居住支援協議会との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保の課題検討のため居住支援協議会と連携</li> </ul> </li> </ul>
---------------------------------	---

### 平成 30 年度 精神障がい者地域移行ワーキングの取組

<p>H30 年度 事業計画 (予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院との意見交換会を通じた病院との連携強化</li> <li>・地域相談支援の充実に向けて、相談支援専門員等を対象とした研修等の企画</li> <li>・居住の場の確保に向けたアンケート調査を通じた実態把握</li> </ul>
---------------------------------	---

# 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

## 地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまで各各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、平成27年度には、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施するとともに、その報告書を全ての自治体に周知。あわせて、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況を見ると、整備済が20市町村、2圏域。



## 成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは**現行の成果目標を維持すること**としてはどうか。
- その上で、**平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施すること**としてはどうか。
  - **基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。**
    - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
    - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
    - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
  - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した**通知を改めて発出。**
  - **全国会議の開催**(モデル事業実施自治体等の事例紹介等)。
  - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた**好事例(優良事例)集の作成、周知。**

**【成果目標(案)】**平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

## 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(速報値)

※ 障害福祉課調べ

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成28年9月時点で調査を行ったところ、20市町村及び2圏域において整備済となっている。(全国の自治体数1,741、圏域数352)

### ① 地域生活支援拠点等の整備数(予定含む)

平成28年9月時点で整備済	20市町村	2圏域
平成28年度整備予定	8市町村	0圏域
平成29年度整備予定	256市町村	79圏域
未定	938市町村	56圏域

### ② 整備類型(予定含む)

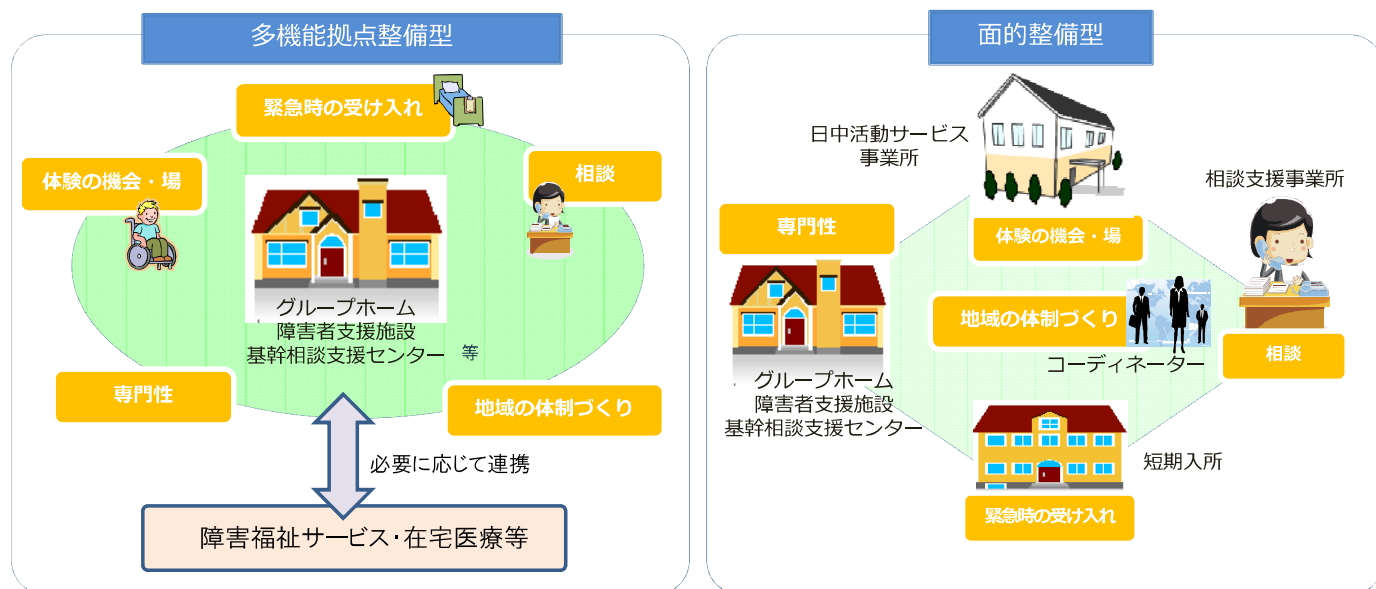
多機能拠点整備型	42市町村	2圏域
面的整備型	235市町村	69圏域
多機能拠点整備型+面的整備型	26市町村	4圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	919市町村	62圏域

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## 地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

※ 平成28年8月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（9自治体において実施）の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。（※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。）
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

### 1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するか、整備方針を検討することが重要です。

#### 【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析（アセスメント）にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

#### 【必要な視点】

- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

## 2 関係者への研修・説明会の開催

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

### 【ポイント】

- (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

### 【必要な視点】

- 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

## 3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

### 【ポイント】

- (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

### 【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

## 地域生活支援拠点整備の状況

圏域	市町村	状況等
東部	別府市	別紙資料参照
	杵築市	・来年度以降、保健・医療・福祉・介護検討会議で検討していく。
	国東市	・未定
	姫島村	—
	日出町	・来年度以降、自立支援協議会の場等を利用し検討していく予定。
中部	大分市	別紙資料参照
	臼杵市	・自立支援協議会の中では面的整備で行うことになるだろうという話が出ている。 ・今後、検討していく予定。
	津久見市	・今後、自立支援協議会等で検討していく予定。 ・単独では難しいので他市と連携しながら検討していく。
	由布市	・今後検討していく予定
南部	佐伯市	・佐伯市障がい者相談支援センター(和楽)を中心に各事業所が連携してやっており、面的整備において対応できている。H27に和楽に集約した。 ・一般相談支援事業所から身体・知的・精神、各1名ずつ対応。携帯電話で24時間対応。
豊肥	竹田市	・未定
	豊後大野市	・来年度以降、自立支援協議会の場等を利用し検討していく予定。
西部	日田市	・4月1日からサービス開始予定の「生活介護そら」「GH、短期入所あゆ」を拠点として整備。まずは重症の方に対応し、今後随時機能を追加していく予定。 ・自立支援協議会、施設長会等を利用し検討している。
	九重町	・来年度以降、玖珠町と検討していく予定。 ・自立支援協議会で検討していく。
	玖珠町	・来年度以降、九重町と検討していく予定。 ・自立支援協議会で検討していく。
北部	豊後高田市 宇佐市 中津市	・北部圏域として3市で拠点整備予定。 ・市と3市の相談支援専門員等と検討していく予定。

## 議題 3

### その他

- 大分市 **地域生活支援拠点等整備推進(モデル)事業について【協議会】**  
 児童発達支援事業所、保健所、家庭等の意見交換の場、専門的な立場から助言を行う機会をもつこと【子ども部会】  
 障がい者や家族等からの市で受けた相談事例の共有【差別解消推進部会】
- 別府市 介護支援専門員との連携に係る協議【実務担当者会議】  
**地域生活支援拠点整備に向けた相談支援機能の充実【地域生活支援部会】**
- 中津市 住居の保証人問題、親なき後問題について【地域生活支援部会】  
 サービス利用者の余暇支援等について【就労支援部会】
- 日田市 障がい者雇用促進、雇用の場の確保【就労部会】  
 配慮が必要な障がい児者の医療機関受診環境の整備について【子ども部会】
- 佐伯市 障がい者余暇活動の場の提供【地域生活支援部会兼合同部会】  
 JR佐伯駅のバリアフリー化について【権利擁護・虐待防止部会】
- 臼杵市 介護保険との連携【相談支援部会】  
 障がい児者に対する地域の理解【児童部会】
- 竹田市 移動、移送問題【就労支援部会、地域生活支援部会】
  
- 豊後高田市 地域移行の推進【地域生活支援部会】  
 工賃向上【就労支援部会】
- 杵築市 障害者差別解消法及び大分県づくり条例を踏まえた杵築市条例の制定に向けた意見集約【各専門部会】
- 宇佐市 居住サポート、移動支援、災害時の要援護者対策【地域生活支援部会】  
 一般企業との連携【就労支援部会】
- 豊後大野市 災害時の支援体制について【在宅・当事者部会(成人の部)】  
**地域生活支援拠点について【在宅・当事者部会(児童の部)】**
- 由布市 自立支援協議会の活性化【運営会議】
- 国東市 地域移行、地域定着を進めるための精神病院との連携【地域移行支援部会】
- 日出町 就労移行支援の利用促進【就労支援部会】
- 九重町 } 親なき後の問題、住環境の整備【住むこと部会】
- 玖珠町 } 発達障がいの早期発見・早期療育【地域生活支援部会】

# 専門部会の状況

(H29.4.1現在)

	東部					中部				南部	豊肥		西部			北部		
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
相談			相談窓口 部会				相談支援 部会			サービス等利 用計画 部会		相談支援 部会	相談部会			相談支援 部会		相談支援部会
就労	就労支援 部会		就労支援 部会		日出町 就労支援 部会	就労支援 部会	就労部会	就労支援 部会	しごと支援 部会	就労支援 部会	就労支援 部会		就労部会	広報部会		就労支援 部会	就労支援 部会	就労支援 部会
こども	子ども支 援部会				子ども 部会	児童部会	児童部会	こども支援 部会	こども支援 部会		在宅当事 者部会 【児童】	子ども部会			こども 部会	子ども 部会	療育教育 支援部会	
地域生活	地域生活 支援部会		地域生活 支援部会		生活支援 部会	地域生活 部会	地域環境 部会	くらし支援 部会	地域生活 支援部会 兼合同部会	地域生活 支援部会	在宅当事 者部会 【成人】	住むこと 部会	住むこと部会		地域生活 支援部会	地域生活 支援部会	地域生活 支援部会	
その他	当事者 部会	条例制定 作業部会	地域移行 支援部会		差別解消 推進部会				権利擁護 虐待防止 部会		施設部会	くりえいたす					課題抽出会議	



# 発達障がい児・家族支援体制強化事業

## ①発達障がい対応力向上研修

小児科医・精神科医・かかりつけ医等を対象に、発達障がいの相談や診療に応じるための専門的な研修会を実施する。

【講師】発達障がい児・者の診療を行っている県内の小児科医・精神科医(計2名)が国の行う指導者養成研修を受講し、県内医師に対し研修を行う。

【対象者】県内の小児科医・精神科医・かかりつけ医



### 現状

- ・発達障がいを診断できる医師の不足
- ・身近な地域に発達障がいに対応できる医師が少ない
- ・発達障がいに対する理解不足
- ・子どもへの関わり方がわからない

## ③ペアレントプログラムの推進

子育てに難しさを抱える保護者に対して、発達障がいへの理解を深め、関わり方を学ぶグループ研修会を実施することにより、障がいに對する理解を深め、子どもに對する適切な対応力を身につける。

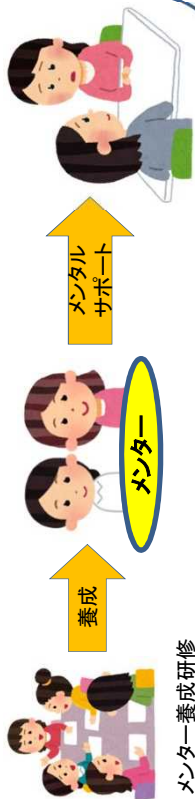
【対象】3歳～就学前の児童を持つ保護者  
 【事業内容】ペアレントプログラム7日×3回/障害福祉圏域  
 【委託先】障害福祉圏域の児童発達支援センター



## ②ペアレントメンターの養成

ペアレントメンターを継続して養成し、周囲から理解を得られず孤立しがちな保護者に寄り添った支援を行う体制を整える。

【養成】年間10名程度養成(計72名)  
 【委託先】(社福)萌葱の郷(発達障がい者支援センターイコール)



- ・家族は周囲の理解不足や情報不足のため不安を抱えている
- ・身近な場所に相談できる場所や人が少ない
- ・特定の医療機関に予約が集中し診療待ちが常態化
- ・児の特性にあった医療・療育支援が不足している

## ④発達障害者支援センターの療育相談機能強化

長期間にわたる「診察・療育待ち」緩和のため、大分県発達障がい者支援センターの医療・療育面での機能強化(発達障がい児支援コーディネーターの配置)を行い、「診察・療育待ち」にある児に對する個別の支援調整を実施する。

【委託先】(社福)萌葱の郷(発達障がい者支援センターイコール)  
 【実施内容】発達障がい児支援コーディネーターを配置し、発達障がい疑われる児に對する個別の支援調整を行う。



# 重度心身障がい者医療費給付事業における自動償還払いの導入

## 1. 重度心身障がい者医療費給付事業とは

重度心身障がい者(児)に対し、医療費の一部を給付することにより、福祉の増進を図る。

- 実施主体 市町村 ※自己負担分(3割)を、償還払いにより受診者へ毎月交付
- 対象者
  - ①身体障害者手帳1級又は2級
  - ②療育手帳A又は同程度(身体障害者手帳3級かつIQ50以下)
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級
- 負担割合 県1/2、市町村1/2(但し中核市は県1/4、市3/4)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
対象者数	28,805	28,691	28,812	28,332	27,126
件数	465,016	469,792	472,744	476,712	477,091
市町村給付費	2,537,186	2,507,441	2,489,948	2,434,324	2,413,320
県補助金	1,048,974	1,035,647	1,025,658	1,012,639	991,815

(金額:千円)

## 2. 現状と課題

【現状】

- 償還払いのため、受診後の障がい者は、市町村に毎月の請求手続きが必要  
※県内対象者 2.7万人、年間申請件数 約47.7万件(28年度実績)

【課題】

- 毎月の請求手続きは、障がい者にとって大きな負担
- 子ども医療費助成(平成12年度～)、ひとり親家庭医療費助成(平成24年度～)とも現物給付のため、障がい者との不均衡が顕著(潜在的に改善要望あり)
- 現物給付を導入すると、市町村に対して、約8億円の国庫負担金の減額あり

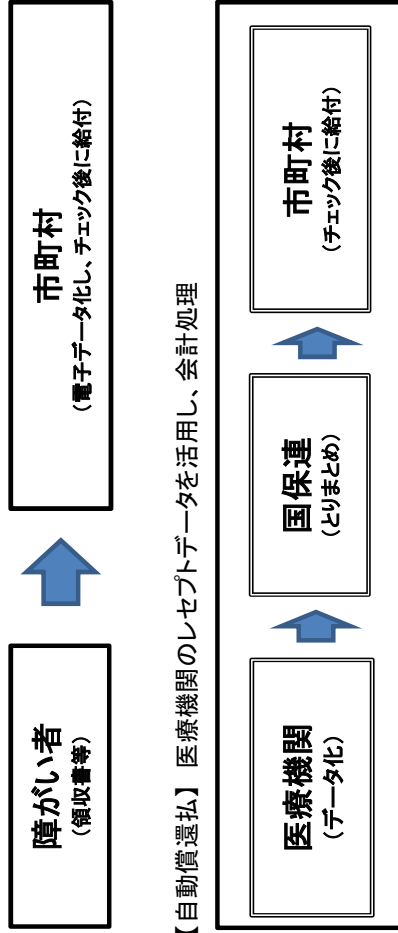
### 諸課題解決のため、自動償還払いの導入を検討

【九州各県の状況】

- ・現物給付 … 福岡県
- ・自動償還払い … なし ※沖縄県：H30.8～沖縄市から順次、移行予定
- ・償還払い … 佐賀県、長崎県、熊本県(2市のみ現物給付)、大分県、宮崎県(入院のみ現物給付)、鹿児島県、沖縄県

## 3. 償還払いと自動償還払いの事務の流れ

【償還払い】個人申請から市町村で電子データ化し、会計処理



【自動償還払い】医療機関のレセプトデータを活用し、会計処理

## 4. 自動償還払いの導入に向けた準備と導入効果

【知事】平成31年度中に県内全市町村で一斉導入したい

【平成30年度：システム改修】

医療機関等



国保連合会



市町村



市町村が負担

自動償還払い移行後の事務手数料  
で加味し、複数年度をかけて負担

市町村と県で負担  
(市町村への県費補助)

【効果】

- 受給障がい者の申請手続きの簡素化(申請での来庁不要)
- 市町村の窓口対応、処理事務の軽減と適正な助成給付



(大分合同新聞)

### 重度心身障害者の医療費助成

# "一手間"を解消へ



重度心身障害者の医療費助成制度について、広瀬勝貞知事は5日、現行方式を見直し、市町村窓口での運用申請が必要ない「自動償還払い」に切り替える意向を示した。全市町村で2019年度中に導入を目指し、準備を進める。

## 19年度目標 自動償還払い導入

医療費助成制度は身体障害者手帳1、2級を持つ人などが対象。医療費の自己負担が医療機関ごとに負担額千円を超えた場合、金額還付される。対象者は県内で約2万7千人。年間約4万件の申請があり、助成額は約1億円。

県と市町村が半分ずつ負担しており、中核市の大分市は市が4分の3、県が4分の1。県によると、全国で「自動償還払い」を導入しているのは静岡県など。現行の申請方式と比べ、障害者の利便性が向上する一

方、これまで申請した障害者にも支払うため、県や市町村の負担が増える可能性がある。現行制度と同じ方法は、窓口での支払いも不要な「現物給付」は、総費用がそれぞれ導入している。それ以外の9県は制度を併用。国は安易な受診を防ぐため、現物給付の自治体は、国民健康保険の国庫負担金を減額する「ペナルティ」を課している。

広瀬知事は同日の県議会本会議で、「障害のある人が安心して自立した生活を営むには医療の充実が重要」と強調。自動償還払いを導入する理由として、「障害者の負担手続きが不要になり、約8億円が戻込まれる国庫ペナルティも回避できる。市町村長と

導入は、市町村での電子システム設備など事務処理体制の整備が必要なたため、県は費用補助を検討する。市町村は医療費増額を伝える各医療機関との調整も進める。

高瀬義徳氏(公明)の一般質問に答えた。(田中義孝)

(朝日新聞)

# 重度障害の医療費 還付手続き軽減へ

## 「自動償還払い」を導入

全市町村で19年度

重度心身障害者の自己負担額を県や市町村が助成する制度をめくり、県は5日、現行の窓口窓口での申請手続きを不要とする「自動償還払い」を、2019年度中に全市町村で導入する方針を示した。実現すれば、患者や家族が役所に出向く負担が軽減される。

現在、患者は医療機関で自己負担額をいったん支払った後、およそ月に1度、各市町村の窓口で申請して還付を受ける。

5日の県議会定例会で吉岡義徳(公明)が、「本人や家族の負担軽減のため、対策を講じる余地はないか」と質問。広瀬勝貞知事は「県内の統一した対応が必要で、19年度中に全市町村で実現したい」と答弁し、明らかにした。来年度当初予算で、市町村のシステム改修費を補助する方針を示した。

県健康福祉課によると、

16年度の重度障害者の医療費助成は約47万件、総額24億円。受給者証を持つのは約2万7千人と推定。

一方、広瀬知事はこの日

の答弁で、病院での自己負担がない「窓口無料化」の導入は見送ることも明らかにした。国は、受診機会が増えることによる医療費増大を懸念し、導入した自治体への国民健康保険の補助金を減らすペナルティを科している。重度障害者への助成で「窓口無料化」した場合は、補助金は約8億円減額される計算だという。

(後松剛)

◎障害者医療助成に自動償還＝大分県(2017年12月25日)／官庁速報

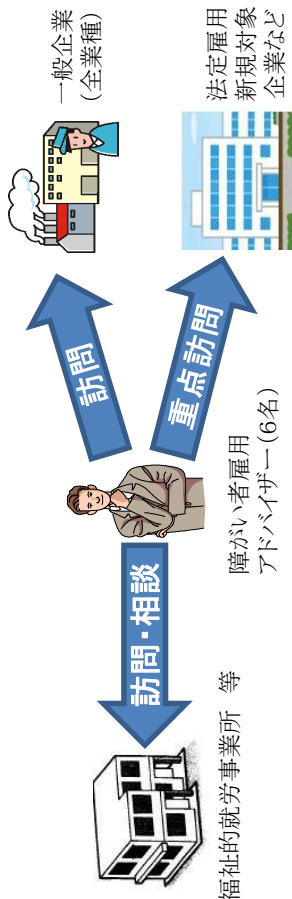
大分県は、重度心身障害者の医療費助成制度について、患者や家族が還付申請する必要のない「自動償還払い」を導入する市町村を支援する方針を決めた。システム改修や制度周知を県が主導し、2019年度中に全市町村での自動償還払い開始を目指す。

県と市町村による現行の助成制度は、医療費の自己負担額をいったん利用者が医療機関で支払い、後日役所に申請すると還付される方式。16年度実績で県内助成総額は約24億円だった。医療機関での支払いが必要ない窓口無料方式を導入することもできるが、国民健康保険の国庫負担金が約8億円減額されるため財政を圧迫する。そこで、役所に出向かなくても支払った医療費が指定口座に振り込まれる自動償還方式を導入することで、利便性向上と財政負担回避を両立させる。

県は迅速な制度移行を促すため市町村に対し、医療機関から受診データを受け取るシステム改修費の助成を検討。関連費用を18年度当初予算案に盛り込む。各医療機関への説明や利用者向け啓発パンフレット、受給者証の作成なども県内統一して行う予定という。

# 平成30年度障がい者就労環境づくり推進事業

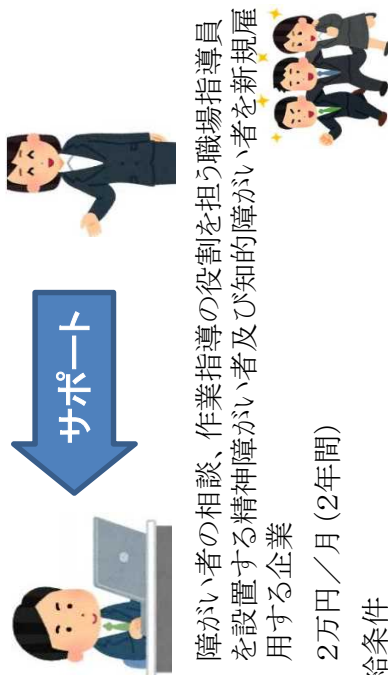
## ① 障がい者雇用アドバイザーの配置【継続】



- 取組内容：新たな障がい者雇用に向けた企業訪問  
福祉的就労事業所等での人材の掘り起こし
- 重点訪問：法定雇用率引き上げに伴う新規対象企業  
(労働者46人以上50人未満の企業)  
法定雇用率未達の大企業・医療法人 等

## ② 採用企業に対する支援

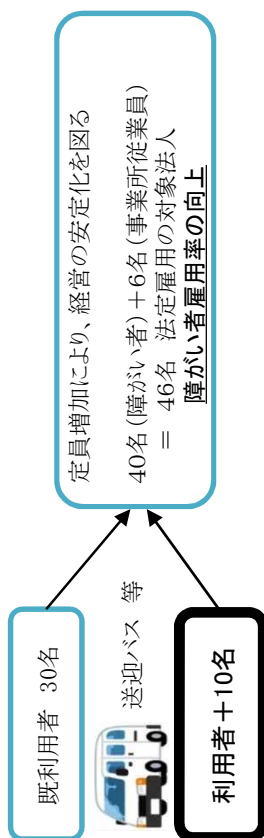
【新】精神障がい者・知的障がい者職場指導員設置企業への奨励金



- 対象：障がい者の相談、作業指導の役割を担う職場指導員  
を設置する精神障がい者及び知的障がい者を新規雇  
用する企業
- 奨励金：2万円/月(2年間)
- 奨励金支給条件
  - ・国「特定求職者雇用開発助成金」の申請済であること
  - ・県実施の「職場指導員養成研修」を受講済であること

## ③ 就労継続支援A型事業所に対する支援

【新】設備導入・法人合併による定員拡大事業者への補助



- 取組内容：利用者の拡大に向けた取組を行うA型事業所への補助
  - ・大規模な生産設備の導入
  - ・合併の契約締結に必要な経費  
(税理士・司法書士報酬、合併に伴う作業所改築 等)

○ 補助率等：補助率1/2 補助限度額 2,500千円

## ④ 就労移行支援事業所からの就労促進

【新】一般就労の促進に向けた就労移行支援事業所の支援



- 取組目的：一般就労の促進に向け、就労移行支援事業所支援員の  
人材育成と、利用者本人の就労意欲の向上を図る
- 取組内容：①就労移行研修会の実施(支援員向け)
  - ・一般就労の促進に向けた県内好事例の横展開
- ②障がい者雇用現場見学会の実施(利用者向け)
  - ・障がい者の働く現場見学による就労意欲の向上

# 平成30年度自立支援協議会開催スケジュール(案)

平成29年度	平成30年												平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
自立支援協議会				第1回協議会									第2回協議会		
市町村担当者会議		市町村担当者会議	圏域会議の開催(6圏域)												
相談支援・研修部会			第1回部会										第2回部会		
地域移行専門部会				第1回部会									第2回部会		
精神障がい者地域移行ワーキング			第1回ワーキング		第2回ワーキング							第3回ワーキング		第4回ワーキング	

**参考〈平成29年度の取組内容〉**

- 自立支援協議会      大分県障がい福祉計画、市町村の課題等の検討
- 相談支援・研修部会      自立支援協議会相談部会の活性化、相談支援専門員の人材育成
- 地域移行専門部会      大分県障がい福祉計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討
- 精神障がい者地域移行ワーキング      ピアサポーター養成、研修の企画等